



第1部

はじめに

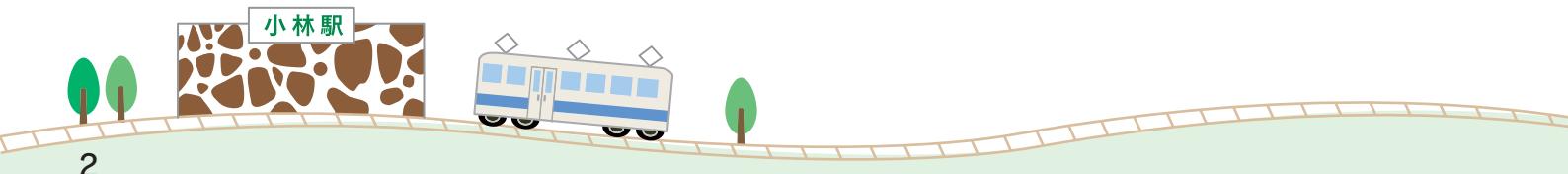


第1章 都市計画マスタープランとは

1 都市計画マスタープランとは

小林市都市計画マスタープランとは、小林市（以下「本市」という）の今後のまちづくりの方針を記したものです。都市計画法第18条の2において、市町村は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの」とされており、この基本的な方針を定めたものが『都市計画マスタープラン』です。

近年の少子高齢化やライフスタイルの変化により、多様化するまちづくりのニーズへの対応が求められており、それらを反映した効率的・効果的なまちづくりを進めるため、小林市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定しました。



2 都市計画マスタープランの目的と役割

(1) 目的

『都市計画マスタープラン』は都市計画に関する基本的な方針を定めるものですが、都市計画といつてもその分野は広く、具体的に望ましい都市・まちの一例を鑑みると、市民が健康で安心して生活が送れることや、市の経済が活性化していること、あるいは豊かな自然環境が保全されたまち等が考えられます。しかし、このような都市・まちを目指すための活動・取り組みは、相互に影響を与える点が少なくないことから、その実現のためには、市民の意見・ニーズ等も踏まえながら、各種施策を調整した効果的な方針を整理することが必要です。

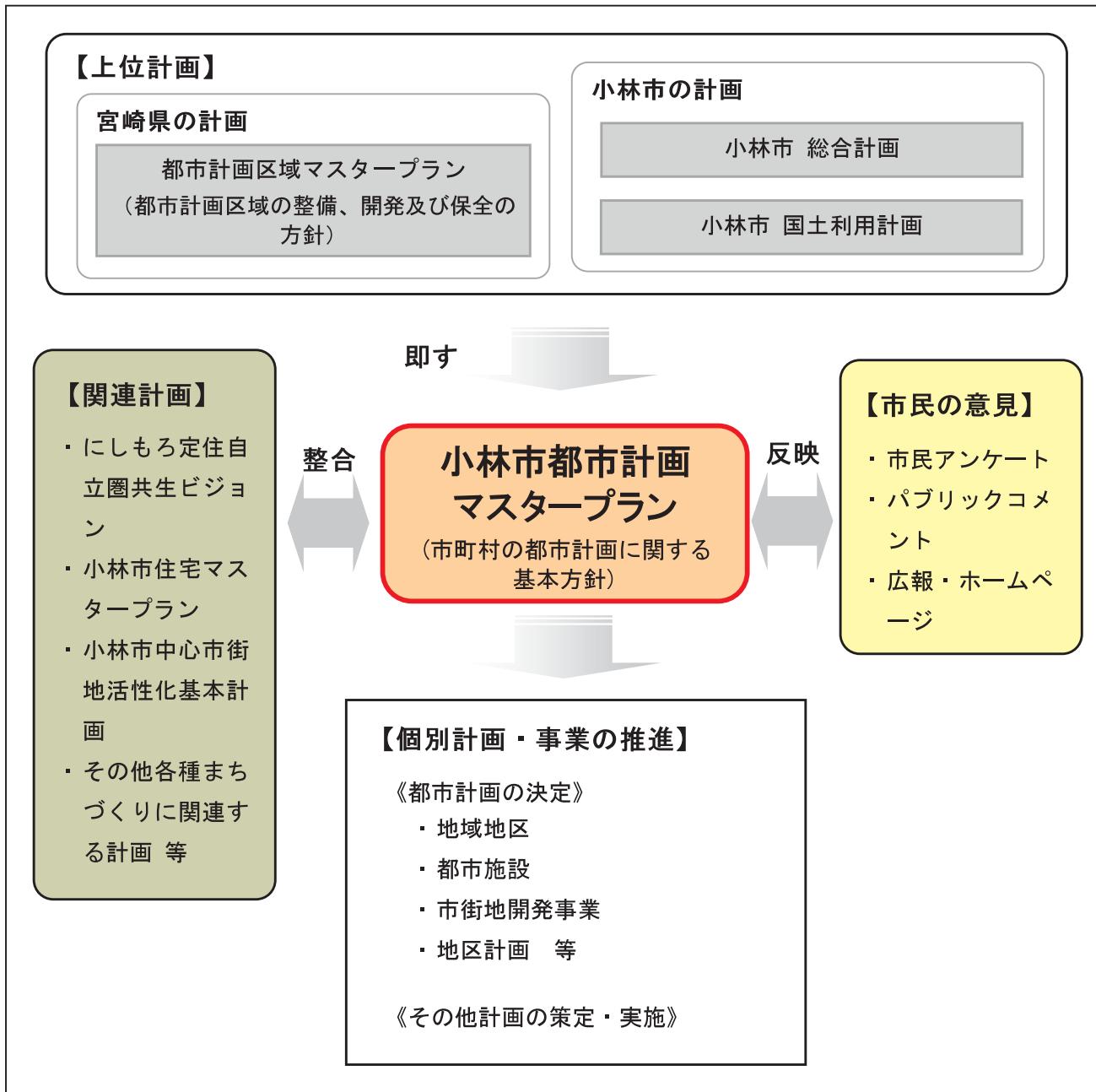
本計画はこのような認識の下、本市の効率的・効果的なまちづくりを進める目的として策定しています。

(2) 役割

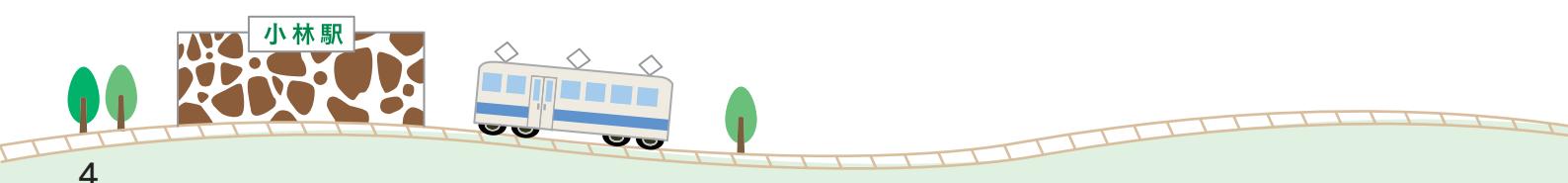
本計画は、本市における長期的な視点に立った都市の将来像や土地利用を明確にするとともに、具体的な将来のあるべき姿を明示し、都市づくりの課題とそれに対応した整備等に関する方針を明らかにすることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。なお、土地利用の誘導や具体的な都市計画（道路、公園、下水道など）の施策・事業は、本計画に沿って実施していきます。

(3) 位置づけ

本計画は、宮崎県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や本市が定める「小林市総合計画」、「小林市国土利用計画」に即し、関連の各種計画とも整合した計画という位置づけです。市民の意見も反映した上で策定することに留意した計画であり、都市計画の個別事業はこの都市計画マスタープランに沿って進めます。



図：小林市都市計画マスターplanの位置づけ



1 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

都市計画を定める範囲は都市計画区域となります。都市計画マスタープランが市全域の総合的なまちづくりとして、都市計画区域外も含めて一体的に捉える必要があるとの考え方の下、本計画では市全域を対象区域として設定します。



図：本市の都市計画区域

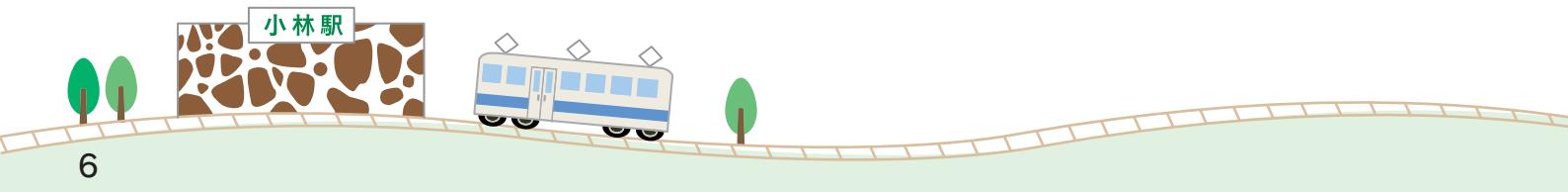
(2) 計画期間

長期的な視点でまちづくりを捉えるため、平成46年度（2034年）を目標として策定しています。なお、計画の内容については、10年で見直します。ただし、特に社会経済情勢の変化により、計画内容に大幅な変更を要する場合には、適宜見直します。

(3) 構成

本計画の構成は、以下の通りです。

- ・『第1部 はじめに』では、計画の策定趣旨や構成等の概要について整理しています。
- ・『第2部 現況と課題』では、現況や既存の計画、住民意向等を踏まえ、まちづくりを進める上での課題を整理しています。
- ・『第3部 全体構想』は、市全体のまちづくりの方針を示すもので「基本構想」と「分野別方針」を整理しています。
「基本構想」は、上位計画での位置づけや基本的課題を踏まえ、本市の目指すべき方向性を示したまちづくりの理念や目標について整理するとともに、目標を実現するために、都市の骨格となる要素を示した将来都市構造について整理しています。
「分野別方針」は、基本構想を達成するため、土地利用や都市施設、景観や防災など、分野ごとの具体的な方針について整理しています。
- ・『第4部 地域別構想』では、地域別の特性を整理し、地域別まちづくりの目標および整備方針を設定しています。なお、地域の特性および現状に沿った構想とするために、小林地域（旧小林市）・野尻地域（旧野尻町）・須木地域（旧須木村）の3地域で整理しています。
- ・『第5部 実現に向けて』では、まちづくりの実現に向けて基本的な考え方を整理しています。



【小林市都市計画マスタープランの構成】

第1部：はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 都市計画マスタープランの概要

第2部：現況と意向調査

1. 小林市の現況
2. 小林市の都市計画
3. 上位計画等の把握と整理
4. 将来フレームの設定
5. 意向調査（アンケート調査結果）
6. まちづくりの基本課題

第3部：全体構想

1. 基本構想

- まちづくりの理念
- 将来都市構造

2. 都市整備の方針

- | | |
|---------------|-------------|
| ○ 土地利用の方針 | ○ 上水道整備等の方針 |
| ○ 自然環境保全の方針 | ○ 住宅供給の方針 |
| ○ 交通体系整備の方針 | ○ 公共施設整備の方針 |
| ○ 公園緑地整備の方針 | ○ 都市防災の方針 |
| ○ 河川・下水道整備の方針 | ○ 都市景観形成の方針 |

第4部：地域別構想

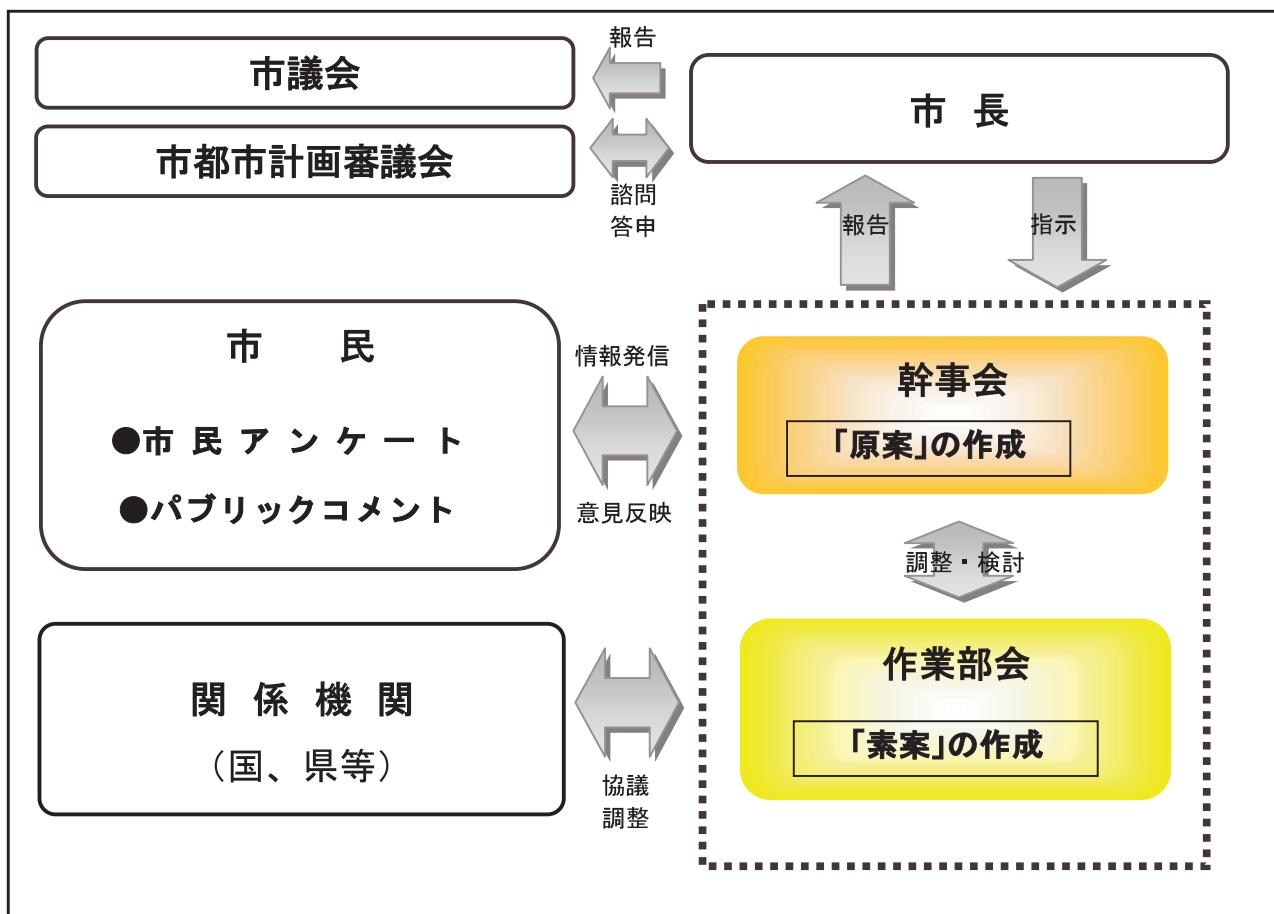
1. 地域別構想の区分
2. 地域別まちづくりの特性と課題
3. 地域別のまちづくり方策

第5部：実現に向けて

2 都市計画マスタープランの策定体制

都市計画マスタープランは、「作業部会」・「幹事会」の組織を中心に、住民の意向を取り入れながら策定を進めました。

- ① 庁内関係課のメンバーにより構成される『作業部会』は、庁内調整及び市民の意見等を踏まえた具体的な内容の検討を行い、計画の素案を作成しました。
- ② 庁内関係部署の部長等により構成される『幹事会』は、作業部会から提出された素案を総合的な観点から検討し、計画の原案を作成しました。
- ③ 作成された原案は、パブリックコメントを踏まえ、都市計画審議会へ諮問し答申を得るとともに、市議会へ報告することで計画策定を進めました。



図：小林市都市計画マスタープラン策定体制

